

「有機資材登録 申請一覧表」記入ガイド <有機農産物(きのこを除く)>

巻末の【記入例】を参考にしてご記入ください。

登録申請が必要な資材と提出書類については、1～2 ページのとおりです。

また、個別の事前確認が必要なもの、登録不要なものは3 ページに掲載しました。

◎「圃場における肥培管理の項」「育苗管理の項」(別表 1: 肥料及び土壌改良資材など) 申請一覧表 A1) (「使用の理由等」で①②③④に当たる)

資材登録が必要な資材の種類	確認のポイント	提出が必要な書類
肥料、土壌改良資材 堆肥、ボカシ、スラリー 葉面散布剤、活性液、栄養剤 米ぬか、稲わら 石灰 など	有機農産物の日本農林規格「別表 1」 に適合すること すべて自家製を含む	「原材料」「製造工程」「日付」 が明記された資材証明書※ (※原材料それぞれについても 「原材料」「製造工程」「日付」が明 記された証明書が必要)
育苗培土 育苗土に使うものすべて	有機農産物の日本農林規格「別表 1」 に適合すること すべて自家製を含む	「原材料」「製造工程」「日付」 が明記された資材証明書※
融雪剤	有機的管理の一環として資材登録 が必要	「原材料」「製造工程」「日付」 が明記された資材証明書※

注 1 : 新規認証申請時には、過去 3 年間分の証明書が必要

注 2 : 「別表 2 : 農薬」は資材登録ではなく、個別の事前確認が必要 (→3 ページ)

注 3 : 「有機 JAS 適合資材リスト」掲載の資材は証明書が不要 (→4 ページ)

◎「一般管理の項」 申請一覧表 A2) (「使用目的等」で⑤に当たる)

資材登録が必要な資材の種類	確認のポイント	提出が必要な書類
マルチ 誘引テープ 果樹に使用する袋 (りんごの有袋栽培) など	生分解性・光分解性でないこと	「素材」を確認できる資料 (カタログ、納品書、製品のパッ ケージ、HPなど)

◎「収穫以後の工程の項」

申請一覧表 A2) (「使用目的等」で⑥に当たる)

1) 直接農産物にふれる資材

資材登録が必要な資材の種類	確認のポイント	提出が必要な書類
農産物の洗浄水など (機械などを導入の場合)	<p>「電解水」を使用する場合には、</p> <p>○食塩水を有隔膜電解槽で電気分解した、「強酸性次亜塩素酸水」「弱酸性次亜塩素酸水」であること</p> <p>以下のような水は使用不可</p> <p>×化学的な処理が行われた水(「上記の電解水」以外)</p> <p>×「電解水」の中で、塩酸または塩酸に食塩水を加えて無隔膜電解槽で電気分解した「微酸性次亜塩素酸水」</p> <p>×「電解水」の中で、食塩水を無隔膜電解槽で電気分解した「次亜塩素酸ナトリウム水」</p> <p>×化学的に合成された物質(有機加工食品の日本農林規格「別表1」の食品添加物以外)を添加した水</p> <p>◎水道水(公的な「水道」)は登録不要、地下水は要水質検査 「食品製造用水」を使用する</p>	<p>「電解水」を使用する場合、</p> <p>「強酸性次亜塩素酸水」「弱酸性次亜塩素酸水」であることを示す書類(メーカーに確認)</p>
鮮度保持剤 (脱酸素剤など)	<p>「アルコール蒸散剤」のような、薬剤が「蒸散」するタイプ のものは使用不可のものがあるので、要注意！！</p>	<p>商品仕様書 もしくは 安全データシート</p>

2) 有機農産物を扱う施設で使用する資材

資材登録が必要な資材の種類	確認のポイント	提出が必要な書類
有害動植物防除 用の薬剤 (防虫・防鼠など)	<p>有機農産物の日本農林規格「別表4」のみ使用可能</p> <p>★市販のエアゾール式、吊り下げ式の殺虫剤は、 おおむね使用不可なので要注意！！</p> <p>◎物理的な捕獲器(ネズミ捕り用の罠、粘着シート等) については登録不要</p>	<p>商品仕様書もしくは 安全データシート</p>
	<p>専門業者へ委託する場合</p>	<p>有機的管理についての契約書 使用薬剤の成分のわかる書類</p>

◎「収穫以後の工程の項」のうち登録不要な資材

資材の種類	確認のポイント	提出が必要な書類
機械・器具の洗浄剤 (登録不要)	機械・器具類の洗浄・殺菌などには、特段の制限がないため 洗浄剤、殺菌剤、電解水、オゾン水などを使用可能 ただし、洗浄・殺菌後に、薬剤が残らないように水で洗い流すこと	なし

◎重要:資材登録ではなく、事前に個別の確認が必要な資材

資材の種類	確認のポイント	提出が必要な書類
農薬	有機農産物の日本農林規格「別表 2」に適合するもの 使用前に毎回必ず確認	農薬使用連絡表
燻蒸剤	★倉庫・乾燥施設などの薬剤燻蒸は原則的に禁止 行う場合は、事前に ACCIS に確認・相談	
空気殺菌	衛生管理のための薬剤自動散布機 機械などを導入して行う場合は、事前に ACCIS に確認・相談	機械の仕様書

重要な変更があります。ご確認ください。

「有機 JAS 適合資材リスト」掲載の資材について

有機 JAS に関する Q&A の改正(2021 年 10 月)に伴い、登録認証機関および農林水産省のホームページで公表された「有機 JAS 適合資材リスト」に掲載の資材については、全ての有機 JAS 事業者が、証明書の取り寄せ不要で使用できるようになりました。

このため、2022 年の有機資材登録では、「有機 JAS 適合資材リスト」掲載の資材については、「有機資材登録 申請一覧表」へのご記入は必要ですが、資材証明書の提出は不要になります。

「有機 JAS 適合資材リスト」掲載資材の資材登録申請方法

農水省ホームページの「有機資材リスト掲載一覧表」に掲載されていることを確認する
(https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/yuuki_shizai_risuto.html)

農水省 資材リスト で検索



「有機資材登録 申請一覧表」に資材名・メーカー名を正確に記入する



申請一覧表の「資材リスト掲載」の欄に「○」を記入する